

三重県「再拡大阻止重点期間」

本県においては、令和4年1月以降、感染者が急増し、1月21日から2月13日までを期限とし「まん延防止等重点措置」が適用され、その後の感染状況もふまえ、3月6日まで期間が延長されました。

この間、県民の皆様、事業者の皆様が感染防止対策をしっかりと実施いただき、最大で1日1,000人を超えた新規感染者数も減少傾向にあります。また、病床利用率も一時60%に迫ったものの、50%を下回る状況となっています。

これは、県民の皆様、事業者の皆様のご理解とご協力、医療関係者をはじめ関係機関のご尽力の賜物であり、感謝を申し上げます。

しかし、感染状況は改善傾向にあるものの、これまでの波と比較すると依然として高い水準であることは間違いなく、最悪の事態は免れたものの、警戒を続ける必要があります。

こうした中、「三重県まん延防止等重点措置」は終了いたしますが、引き続き、警戒感を保ち、再び感染が拡大しないよう、今とるべき対策として

令和4年3月7日(月)から令和4年3月21日(月)まで

三重県「再拡大阻止重点期間」

として、改めて、県民の皆様、事業者の皆様へ感染防止対策の徹底をお願いいたします。

これからの時期は、卒業や転勤など人の移動が多くなる時期であるとともに、送別会など飲食の機会も増加します。こうした飲食の場面は感染リスクが高く、年末年始や成人式等の際には飲食の場で感染が多数発生しました。一方で、飲食の場面であってもしっかりと対策をとることでリスクを下げるのが可能です。飲食店への営業時間短縮要請は終了するものの、感染拡大を再び繰り返さないよう、マスク会食の徹底、会食は少人数・短時間とするなど感染防止対策の徹底をお願いします。

また、若い世代も含め感染者は依然として多数発生する一方、高齢の方は入院や重症化のリスクが高く、入院される方のほとんどが高齢の方となっています。仮に感染したとしても、入院や重症化を防ぐためには、3回目のワクチン接種が有効です。高齢の方をはじめ、社会全体で感染拡大を防止していくためにも接種対象となる方は積極的に3回目接種の機会を活用していただくようお願いいたします。

今後、感染が再拡大した場合には、県民の皆様の命を守るため、再び「まん延防止等重点措置」の要請を行うこととなります。県としても、ワクチン接種の促進をはじめ、感染拡大防止と社会経済活動の回復に向けた取組を行ってまいりますので、県民の皆様、事業者の皆様におかれましても、感染再拡大を防ぐため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年 3月 4日
三重県知事 一見 勝之

1. 飲食の場面について

＜県民の皆様へ＞

- ・「マスク会食」、「黙食」の徹底をお願いします。
- ・同一グループの同一テーブルでの会食は4人以下で行っていただくようお願いいたします。（介助や介護などが必要な場合や同居家族を除く）
また、同一グループでテーブルを分ける場合でも、テーブル間の移動は避けていただくようお願いいたします。
- ・会食は短時間（2時間以内を目安）としていただくようお願いいたします。
- ・会食は、できるだけ同居家族やいつも一緒にいる人で行うようお願いいたします。
- ・感染防止対策に取り組む店舗等を三重県が認証する「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」認証店の利用をお願いします。

＜事業者の皆様へ＞

- ・飲食店においては、同一グループ同一テーブルへの案内は4人以下としていただくようお願いいたします。（介助や介護などが必要な場合や同居家族を除く）
- ・飲食店においては、利用者に対し「マスク会食」、「黙食」の実践についてご案内いただくようお願いいたします。
- ・感染防止対策を徹底していただくとともに、「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」への登録をお願いします。

3月に入り、卒業や異動などに伴い、送別会など懇親会を行うことが増える時期となります。

飲酒を伴う場合や大人数・長時間となる場合は、気が緩み、マスクを外す、大声となることにより感染リスクが高まります。

少人数、短時間で感染防止対策がしっかりと取られている店舗（「あんしん みえリア」認証店）をご利用いただき、マスク会食・黙食の実践など感染防止対策を徹底し、感染リスクを低減させたくて、会食を楽しんでいただくようお願いいたします。

飲食店の皆様には、感染防止対策の徹底をお願いするとともに、県民の皆様におかれましても、各店舗で実施される対策へのご協力をお願いいたします。

2. 高齢者の感染増加に伴う感染防止対策について

＜県民の皆様へ＞

- ・ 入院や重症化リスクの高い高齢の方の感染を防ぐため、高齢者ご本人をはじめ、ご家族や周囲の方も含め、新型コロナウイルスワクチン3回目接種の機会を積極的に活用していただくようお願いします。
- ・ 普段会わない高齢者や基礎疾患をお持ちの高齢者と会う際には、マスク着用など基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

＜事業者の皆様へ＞

- ・ 高齢者施設においては、改めてマスク着用の徹底、体調不良の場合は出勤を控えていただくなどの対策の徹底をお願いします。

1月下旬以降、新規感染者のうち高齢者の割合が増加しており、高齢者施設でのクラスターも発生しています。また、新型コロナウイルスにより入院されている方の約8割が60代以上の方となっています。(3月3日現在)

高齢の方は基礎疾患があることも多く、感染により症状が重症化する可能性があります。ご本人のみならず、周囲の方も含め社会全体で感染拡大を防ぎ命を守るため、ワクチン接種機会の活用や、感染防止対策の徹底をお願いします。

3. 家庭内感染増加に伴う感染防止対策について

＜県民の皆様へ＞

- ・ 体調に少しでも異変がある場合は、外出を控え、家庭内でもマスクの着用や別室で過ごすといった対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談をお願いします。
- ・ 外出時には、「密」となる場所を避け、マスクの正しい着用、手指消毒・手洗いなど基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

感染経路が推定できる事例のうち、半数以上が家庭内での感染となっています。

まずは、家庭内にウイルスを「持ち込まない」ことが重要です。外出する際は、混雑する場所や時間、密集・密接・密閉の一つでも当てはまるような場面を避け、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

また、家庭内で「広げない」ために、室内の換気などを行っていただくとともに、発熱をはじめ、咳などの軽いものであっても症状がある場合は、家庭内においても対策を行い、早期に身近な医療機関への相談をお願いします。

4. 移動について

＜県民の皆様へ＞

- ・県境を越える移動は、生活の維持に必要な場合等を除き、避けてください。特に「まん延防止等重点措置」が適用されている都道府県や感染が拡大している地域への移動については慎重に検討をお願いいたします。

【特措法¹第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

＜県外の皆様へ＞

- ・生活の維持に必要な場合等を除き、三重県への移動を避けていただくようご協力をお願いします。

＜事業者の皆様へ＞

- ・県外への出張等については、業務上不可欠な場合を除き、オンライン会議等のツールの活用をお願いします。特に「まん延防止等重点措置」が適用されている都道府県や感染が拡大している地域への出張等については、人の移動を伴わず目的が達成できないか今一度ご検討をお願いします。

全国的に感染者数は減少傾向にあるものの、近隣府県においても依然として多数の感染者が発生しています。通勤や通学、通院など生活の維持に必要な場合や業務上不可欠な出張などを除き、県境を越える移動は避けてください。

特に引き続き「まん延防止等重点措置」が適用されている都道府県や感染が拡大している地域への移動については慎重に検討をお願いします。

¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法

5. 基本的な感染防止対策の徹底について

＜県民の皆様へ＞

- ・マスク（可能な限り不織布マスク）の正しい着用、手指消毒・手洗い、換気といった基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
 - ・密閉空間、密集場所、密接場面は感染リスクが高まりますので、1つでも当てはまる場面は避けてください。
 - ・ワクチンの重症化予防効果は2回目接種後、時間の経過とともに低下します。しかしながら、3回目接種により効果が回復することが報告されていますので、接種機会の積極的な活用をお願いします。
 - ・無症状でも感染の不安がある場合は、検査を受けていただくようお願いします。
- 【以上について、特措法第24条第9項に基づく協力要請】

＜事業者の皆様へ＞

- ・業種ごとに作成されている感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底してください。【特措法第24条第9項に基づく協力要請】
- ・食事や休憩、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面、寮における共同生活、休暇中など勤務時間外も含め感染防止対策について従業員の皆様に周知・徹底をお願いします。

感染者数は減少傾向にあるものの、再び感染が拡大することは十分に考えられます。マスク着用や手指消毒、換気などの基本的な感染防止対策をお一人お一人がしっかりと続けていただくことで、再拡大を防ぐことにつながります。引き続き、ご自身やご家族、周囲の人の命を守るため対策の徹底をお願いいたします。

6. 偏見や差別の根絶

- ・感染された方やそのご家族、仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方などあらゆる人が偏見や差別にさらされることがないよう、偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- ・感覚過敏、発達障がい、皮膚や呼吸器の病気など、さまざまな事情によりマスクの着用が困難な場合もありますので、マスク等を着用していない方への偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- ・ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、職場や周りの方などに接種を強制することや、接種を受けていない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為は絶対に行わないでください。

【新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口】

◆発熱等の症状がある方の相談窓口

- (1) まずは、かかりつけ医等の身近な医療機関に、電話でご相談ください。
- (2) 相談する医療機関に迷う場合は、受診・相談センターへご相談ください。

＜受診・相談センター＞

受診・相談センターでも受診できる医療機関を紹介しています。

9時から21時まで（土曜日・日曜日・祝日を含む）

桑名保健所	松阪保健所	尾鷲保健所
0594-24-3619	0598-50-0518	0597-23-3456
鈴鹿保健所	伊勢保健所	熊野保健所
059-392-5010	0596-27-5140	0597-89-6161
津保健所	伊賀保健所	四日市市保健所
059-223-5345	0595-24-8050	059-352-0594

21時から翌9時までは、

三重県救急医療情報センター（059-229-1199）にお問い合わせください。

※電話での相談が難しい場合は、メール（covidan@pref.mie.lg.jp）またはFAX(059-224-2558) でご相談ください。

◆新型コロナウイルスに関する一般的な相談

三重県医療保健部感染症対策課 059-224-2339（専用回線）

国（厚生労働省） フリーダイヤル 0120-565653

◆ワクチン接種に関する相談

- ・みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン

059-224-2825

※9時から21時まで（土曜日・日曜日・祝日を含む）

※電話での相談が難しい場合は、メール（vaccine@pref.mie.lg.jp）

またはFAX(059-224-2344) でご相談ください。

- ・夜間窓口

050-3185-7947（AI 音声技術による自動応答）

※21時から翌9時まで（土曜日・日曜日・祝日を含む）

- ・新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口

059-224-3326

※24時間対応（夜間、土曜日、日曜日、祝日を含む）

※対応言語（日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語）

三重県「再拡大阻止重点期間」

～三重県が実施する対策～

【別冊】

1 予防・医療

(1) 保健所の体制

- ・保健所業務を支援する 350 名の応援職員について、順次派遣を実施するとともに、感染状況をふまえ県民の命に直結する業務に重点化しています。

(2) 検査体制

①行政検査

- ・濃厚接触者については、重症化リスクのある方（高齢者、妊婦、肥満、糖尿病等）への検査を優先して実施します。
- ・感染拡大が懸念される福祉施設などの事業所等に対しては、保健所から濃厚接触候補者リストの作成を依頼し、そのリストに基づき濃厚接触者を特定することにより、検査の実施につなげます。
- ・医師の判断による陽性者の同居家族等への検査について、診療・検査医療機関に協力を依頼し、実施しています。

②社会的検査

- ・集団感染等のリスクが高い高齢者施設、障害福祉施設、小学校、保育所等を対象とした社会的検査を、引き続き 3月31日まで 実施します。

③感染拡大時の一般検査（無料検査）

- ・医療機関や薬局等において、感染不安を感じる方への無料検査を、引き続き 3月31日まで 実施します。（登録検査実施場所：141 か所（3月4日現在））

(3) ワクチン接種

①初回接種（1回目・2回目接種）

- ・小児（5歳から11歳）の接種が円滑に進むよう、市町の接種体制を支援するとともに、引き続き12歳以上の方への初回接種を実施します。

②3回目接種

- ・市町における3回目接種について、前倒しでの接種も含め必要となるワクチンの配分を進めます。
- ・接種間隔の前倒しに伴う市町の接種体制を支援するため、1月30日以降、県内3か所（四日市市、津市、伊勢市）に県営接種会場を設置しました。3月4日からは、初回接種から6か月以上経過した全ての方について、接種券がなくても受け付けます。

③相談窓口

- ・ 県民の皆さんが安心してワクチンを接種できるよう、引き続き、新型コロナウイルスワクチンポータルサイト等で情報発信するとともに、ワクチン接種に関する相談窓口を開設します。

「みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン」

電話 059-224-2825 午前9時～午後9時

電話 050-3185-7947 午後9時～翌午前9時（A I 音声技術による自動応答）

「みえ外国人コロナワクチン相談ダイヤル」（多言語対応）

電話 080-3123-9173 午前9時～午後5時（月曜～金曜、日曜）※祝日除く

（４）医療提供体制

①入院医療

- ・ 必要な方が確実に入院できるよう、重症者用病床 52 床を含め、引き続き 534 床（臨時応急処置施設 10 床を含む）の病床を確保します。また、患者の状況等に応じて宿泊療養、自宅療養も併用した療養体制で対応するとともに、受入病床の増床に向けて可能な限り医療機関との調整を継続します。

②臨時応急処置施設

- ・ 中等症Ⅱの患者に対応するため、津市の臨時応急処置施設 10 床を引き続き稼働するとともに、四日市市の施設についても、今後の感染の拡大状況等に応じて稼働します。

③宿泊療養施設

- ・ 宿泊療養施設について、5 施設 665 室を稼働し、中等症Ⅰ患者または重症化リスクの高い患者など 健康観察の優先度が高い患者を中心に受け入れるとともに、経口薬の投与体制を整備しています。

④自宅療養

- ・ 医師会等の協力のもと、オンライン診療、電話診療、往診等により自宅療養者に必要な医療を提供しています。
（3月2日現在：392 医療機関、73 訪問看護事業所、439 薬局）
- ・ 貸与用パルスオキシメーター （計 22,450 個）を確保するとともに、市町や関係団体と連携し、患者の症状にも対応した食事や衛生用品を提供します。また、その配送体制を強化します。

（５）感染拡大防止対策

①要請の遵守状況の確認・指導

- ・ 飲食店への営業時間短縮要請に伴い、政府基本的対処方針に基づき、警察とも連携しながら、要請区域内の対象店舗に対し要請の遵守状況の確認のための見

回り、働きかけを実施しました。

○遵守率 99.2% (9,643 店舗／9,720 店舗 (県内全域))

- ・営業時間短縮要請に応じていただいていない店舗に対し、特措法に基づき、警察とも連携しながら、要請に応じていただけるよう指導を実施しました。
- ・指導のうえ要請に応じていただけない店舗については、感染拡大防止のため、特措法に基づき、個別要請、命令を行いました。

○個別要請 67 店舗 (2 月 1 日 42 店舗、3 月 2 日 25 店舗)

○命令 40 店舗 (2 月 22 日)

②高齢者施設の感染防止対策

- ・高齢者施設では、ブレイクスルー感染によるクラスターが多数発生していることから、職員等の体調管理や 1 ケアごとのアルコール消毒の徹底など具体例を示しつつ、通知により感染防止対策の再徹底を求めました。
- ・定員が多く大規模感染につながることを懸念される施設を集中的に訪問し、施設内での感染防止対策の徹底を求めました。(2 月 10 日から 3 月 4 日にかけて 158 施設を訪問)

③外国人住民への周知・啓発及び多言語支援

- ・言葉の壁等により情報が届きにくい外国人住民の方々に対しては、情報がしっくりと伝わるよう、多文化共生に関わる県内 11 の市民団体にホームページや SNS での情報発信を依頼するほか、市町と情報共有を図り注意喚起に取り組んでいます。引き続き市民団体等と連携し、団体が持つ知見やネットワークを活用して啓発を実施します。
- ・みえ外国人相談サポートセンター (M i e C o) において、多言語で相談対応を行うとともに、適切な情報提供を行っています。
- ・保健所へ迅速に通訳派遣を行うなど、感染者の不安解消や感染拡大防止に多言語で対応しています。

④障害福祉施設や保育所等の感染防止対策のための相談窓口の設置

- ・障害福祉施設や保育所等において、適切な感染防止対策を行ったうえで、継続的にサービスを提供するため、感染症の専門家等による感染防止対策等に関する相談窓口を設置し、各施設等からの相談に対応します。

⑤県立学校における対応

- ・マスクの着用、手洗いの励行、換気などの基本的な感染防止対策、毎日の検温、発熱等体調不良の場合の自宅休養など健康管理について、引き続き徹底します。児童生徒の同居の家族が体調不良の場合にも登校を控えるようにします。
- ・児童生徒が近距離で行う学習や運動など、感染のリスクが高い教育活動については、感染防止対策を十分に行ったうえで慎重に実施するとともに、登下校や着替え、食事などの場面の切り替わりにおける感染防止対策についても、引き続き注意喚起を徹底します。

- ・部活動は、3月13日までは、原則自校内の活動とし、公式大会は、感染防止対策を講じたうえで参加できることとします。3月14日以降は、宿泊を伴わない県内での活動としますが、練習試合等を実施する場合は、昼食を伴わない午前または午後のみの実施とするとともに、特に団体競技は、多数の学校が一度に集まることを避けるため、同一時間帯の活動を自校含め2校までとします。

⑥地域のスポーツ活動における感染防止対策

- ・スポーツ少年団など、複数の学校から児童生徒が参加するような地域スポーツの場面をきっかけとして感染が拡大しないよう、スポーツ少年団事業を統括する県スポーツ協会や市町地域スポーツ担当課を通じて、注意喚起を徹底しています。

⑦感染防止対策の徹底の呼びかけ

- ・県民及び県外の皆様に県境を越える移動の自粛を求めるため、主要駅構内等でのポスター掲出などについて、交通事業者に協力を要請しています。

(6) 情報提供

- ・三重県「再拡大阻止重点期間」における要請内容等について、県民、事業者の皆様と一緒に取り組んでいくため、様々な媒体を活用し周知啓発します。
 - ・新聞、テレビ、ラジオにおける広告等
 - ・道路情報板等での掲示
 - ・県政だより、フリーペーパーへの掲載
 - ・ホームページ、SNSの活用
- ・市町に対して、県の取組も参考にいただき、様々な媒体を活用して要請内容等を周知啓発いただくよう、協力を依頼しています。

2 事業者支援

(1) 営業時間短縮要請等の影響に対する支援等

①飲食店時短要請等協力金

- ・1月21日（東紀州地域は1月31日）から3月6日までを対象期間とする、第6期の飲食店時短要請等協力金について、3月7日から、郵送又は電子申請による申請受付を開始します。申請のあった事業者に対して、迅速な支給に努めます。
- ・1月27日（東紀州地域は1月31日）から2月18日まで申請を受け付けた第6期分に係る早期支給については、支給手続きが完了しました。

「三重県飲食店時短要請等協力金相談窓口」

電話 059-224-2335 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

②雇用調整助成金等

- ・ 雇用調整助成金について、本年3月末までとされていた特例措置が6月末まで延長されたことから、必要とされる事業者へ情報が行き届くよう、引き続き時短要請等協力金の案内等に併せて周知を行います。
- ・ 従業員の雇用維持に苦慮している事業者と労働力不足となっている事業者との間での「雇用シェア（在籍型出向、兼業・副業など）」を県内で広く普及・浸透させるため、今後も関係機関と連携して周知を図ります。

（２）みえ安心おもてなし施設認証制度「あんしん みえリア」の推進

- ・ 県では、県民の皆様が安心して飲食店等を利用できるよう、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度「あんしん みえリア」を運用しています。認証店舗数は3月2日で3,913店舗となりました。
- ・ 県内の観光地を安心して訪れることができる環境整備を促進するため、観光事業者版「あんしん みえリア」も運用しています。認証施設数は、3月2日で1,181施設となりました。
- ・ 「あんしん みえリア」の専用ホームページでは、飲食店及び観光施設等の認証制度を幅広くPRするため、各認証店舗・施設の感染防止対策を紹介しており、市町別やジャンル別に検索いただくことが可能です。県民の皆様が安心して各認証店舗・施設を利用できるよう、引き続き制度の周知を図ります。また、申請のあった飲食店が速やかに認証を取得できるよう、今後も認証事務の可能な限りの迅速化を進めるとともに、認証制度の信頼確保のため、認証店を訪問し、認証基準の遵守状況の確認を実施していきます。

（３）事業継続・業態転換への支援

①三重県地域経済復活支援金

- ・ まん延防止等重点措置に伴う経済活動の停滞等による影響を受け、1月から3月までの売上が減少した事業者に対する三重県地域経済復活支援金について、6月15日まで郵送又は電子申請により申請を受け付けています。

<三重県地域経済復活支援金の概要>

- ・ 対象事業者：2022年1月～3月のいずれかの月の売上が、2019年、2020年、2021年のいずれかの年の同月と比べて、30%以上減少している事業者
- ・ 支給上限額：中小法人30万円、個人事業者15万円

「三重県地域経済復活支援金相談窓口」

電話 059-224-2838 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

- ・ 三重県地域経済復活支援金と併せて活用することができる、国の「事業復活支援金」について、三重県地域経済復活支援金の案内に併せて周知を行います。

＜事業復活支援金（経済産業省所管）の概要＞

- ・ 新型コロナの影響を受け、2021 年 11 月～2022 年 3 月のいずれかの月の売上高が、2018 年 11 月～2021 年 3 月までの任意の同月の売上高に比べ、50%以上又は 30～50%減少した事業者が対象
- ・ 給付額上限は、法人が最大 250 万円、個人事業者は最大 50 万円

「事業復活支援金相談窓口（国）」

電話 0120-789-140 午前 8 時 30 分～午後 7 時（土日祝含む全日）

②事業者におけるテレワークの推進

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況下において有効な働き方の一つであるテレワークの導入を推進するため、テレワークの導入を検討している企業に対しアドバイザーを派遣するとともに、テレワークに関する相談受付を 3 月 18 日まで実施しています。

「テレワーク相談窓口」

電話 059-232-3174 午前 9 時～午後 5 時（土日祝を除く）

- ・ テレワークの初歩的な知識を学んでいただく機会として、三重県オリジナルのテレワーク導入ガイドを活用した入門研修を実施するとともに、導入をサポートする企業との交流会を開催するなど、テレワークの導入に向けた環境づくりを来年度も引き続き進めます。なお、事業の詳細については、4 月以降に周知します。

③新型コロナウイルス克服・地域経済活性化支援アドバイザー派遣

- ・ 中小企業・小規模企業が感染拡大を防止しつつ経済活動を活性化していけるよう、感染防止対策、デジタル活用、事業継続・事業再構築などコロナ禍における事業継続力や経営力向上のために行うアドバイザー派遣事業を引き続き実施することとし、来年度当初から実施できるよう準備を進めます。

④生産性向上・業態転換支援補助金

- ・ 中小企業・小規模企業の事業継続・発展を支援するため、企業自らが D X による生産性向上や新たな日常に対応する業態転換等の経営計画を策定し、計画を実現するための設備投資や施設改修等の取組に対して、引き続き補助を行うこととし、来年度当初から実施できるよう準備を進めます。

⑤三重県サプライチェーン強靱化促進緊急対策補助金

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大により、影響を受けるサプライチェーンの強靱化の促進を図るため、県内企業の取組に対する補助について、来年度も実施することとし、早期の開始に向けて準備を進めます。

(4) 経済活動の回復に向けた支援

① E C サイトの運営

- ・ 県産品の E C サイトを通じた販売を促進するため、通販ポータルサイト「三重のお宝マーケット」を運営し、豪華県産品があたるプレゼントキャンペーン(令和 4 年 2 月 25 日から 3 月 11 日まで) も実施しています。また、来年度も引き続き県産品の販売を促進するための取組を進めます。

② 旅行割引クーポンの発行

- ・ 「みえ得トラベルクーポン」事業について、感染状況が落ち着き次第実施し、県内観光関連事業者の支援に取り組みます。